

平成29年宇治田原町議会運営委員会

平成29年2月24日

午前10時開議

議事日程

日程第1 平成29年第1回(3月)定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④再開日について
- ⑤常任委員会の日程について
- ⑥補正予算特別委員会の日程について
- ⑦予算特別委員会の設置及び日程について
- ⑧特別委員会の日程について
- ⑨提出議案について
- ⑩推薦同意に係る所信聴取について
- ⑪議事日程(第1号)について
- ⑫意見書について
- ⑬行政諸報告について
- ⑭その他

日程第2 その他

1.出席委員

委員長	2番	松本健治	委員
副委員長	1番	谷口重和	委員
	3番	垣内秋弘	委員
	10番	今西久美子	委員
	11番	谷口 整	委員
	12番	田中 修	議長

1.欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君
企画財政課長	奥谷明君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（松本健治） 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきありがとうございます。

本日の委員会は、平成29年第1回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付をいたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

それでは、ここで副町長からご挨拶を賜りたいと思います。副町長。

○副町長（田中雅和） おはようございます。

2月も終わりに近づき、寒さも幾分和らいだ感もしております。皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。日ごろから町行政の推進に何かとご理解、ご尽力いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日は、委員各位におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、松本委員長、谷口副委員長のもと議会運営委員会を開催していただきありがとうございます。

来月3日に開会していただきます平成29年第1回3月定例会におきましては、予算関係が12件、うち当初予算6件、補正予算6件、条例関係13件、全て改正をお願いするものでございます。一般議案として、宇治田原山手線の建設工事委託に関する協定の締結が1件、それから、人事関係として人権擁護委員候補者の推薦1件、計27議案、そして、報告としてじん芥収集車の取得契約の一部変更に係る専決処分1件をお願いするところでございます。後ほど、議案等の概要を説明させていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。

簡単でございますが、会議に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

日程第1、平成29年第1回3月の定例会についてを議題といたします。

署名議員について、事務局からお願いします。

○議会事務局長（村山和弘） 会議録署名議員の指名でございますが、今会議につきましては、2番、松本健治議員、10番、今西久美子議員をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（松本健治） 署名議員につきましては、今、発表ありましたとおりでございます。よろしく願いします。

では、会期についてでございます。

日程は、各委員の席に配付をいたしております。

会期については、3月3日から3月29日までの27日間ということになります。

次に、3点目、諸報告につきまして、議員派遣の件について、報告2件はお手元の配付をいたしておりますとおりでございます。それをご確認をいただきたいと思っております。

次に、再開日についてでございます。

8日水曜日午前10時、一般質問、9日木曜日の午前10時、一般質問、これは予備日でございます。それから、15日水曜日午前10時、補正予算関係のみ表決ということでございます。29日でございますが、最終午前10時から閉会、このときはもう閉会日でございますけれども、予定をいたしております。これが再開日でございます。

次に、常任委員会の日程についてでございます。

13日月曜日午前10時、総務建設常任委員会でございます。

15日水曜日日本会議散会後でございますが、文教厚生常任委員会でございます。

次に、補正予算特別委員会の日程でございます。

10日金曜日午前10時からでございます。

以上、この日程でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) よろしいですか。

それでは、この日程で決定をしたいと思います。

次に、予算特別委員会の設置及び日程についてでございます。

予算特別委員会は、2月13日の議員協議会において、全議員の12名で設置することを確認しておりますので、議会運営委員長名で別添のとおり、決議案を提出いたします。

日程につきましては、16日木曜日午前10時、総務部と健康福祉部、21日火曜日午前10時、建設事業部、教育委員会でございます。22日は、午前10時から現地視察でございます。23日につきましては、木曜日午前10時から総括をさせていただきたいと思っております。

この日程でご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) 予算特別委員会の関係については、以上でございます。

次に、特別委員会の日程について。

10日金曜日、新名神高速道路建設に関する特別委員会、これは補正予算特別委員会終了後、午後1時30分を追加予定しております。特別委員会設置後、初の開催となりますが、当局より事業の進捗状況等の報告となります。

続いて、10日の金曜日、新庁舎建設調査検討特別委員会、これは新名神特別委員会終了後、追加で予定をいたしております。町当局より、12月の特別委員会以降の報告をしていただくとともに、また視察の今後の予定等について協議をしたいというふうに思います。

以上、この日程についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) よろしいですか。

それでは、この日程で決定をいたします。

次に、提出議案についてでございます。

当局より議案説明をお願いしたいと思います。副町長。

○副町長(田中雅和) それでは、お手元に配付させていただいております議案書等について説明させていただきます。

まず、一番上に施政方針と書いておりますけれども、これにつきましては、また見ていただくということで、横においていただきます。

それからその次に、提出議案の一覧表ありますので、これも横においていただくということで。

次に、まず最初に議案第1号の説明に入らせていただきますけれども、その前に、一つご報告させていただきます。

今回の議案提出に当たりまして、議案書の様式を一部変更させていただきましたので、ご説明させていただきます。

従来までは、議案書のかがみ、表紙のところですが、分の町長名の下に否・決、それから、宇治田原町議会議長名、同議員について記載をしておりました。従来、この部分につきましては、議会側で記載される部分もあわせて印字しておりましたが、今回、近隣自治体の議案書体裁も調査させていただく中で、平成29年第1回3月議会より、議案書の様式を変更させていただきましたので、ご報告させていただきますのでよろしくをお願いします。

そしたら、引き続きまして、議案第1号の一般会計の補正予算について説明させていただきます。

議案書の表紙に書いておりますように、歳入歳出につきまして9, 448万円を減額させていただきまして、その結果、歳入歳出の合計につきましては45億8, 127万6, 000円とさせていただきたいというところでございます。

それでは、その内容について説明をさせていただきますので、その次に横表ということで資料をつけておりますので、この横表についてを出していただきたいと思います。これについて説明させていただきます。

歳入歳出につきましては、決算見込みとか確定、そういったことで歳入については額の決定をさせていただいているところでございます。

それで、3ページ目でございますけれども、3ページ目の21番目につきまして若干説明させていただきますけれども、これにつきましては、今回、地方創生拠点整備交付金、これの出のほうで説明させていただきますけれども、この関係で交付金が歳入ということで入れさせてもらっております。

それから、27番目ですけれども、これにつきましては、地域密着型特別養護老人ホームにつきましては事業体と協議をしておりましたけれども、現時点での協議では年度内に着工と、その決定については至っておりませんので、府の補助金につきまして歳入の皆減ということでさせていただいたというふうに考えております。

それから次に、歳出のほうでございますけれども、6ページをお願いいたします。

6ページから歳出を書いておりますが、これにつきましても決算見込み等に伴います金額でございます。

それから、8番目につきましては、財政調整基金の積み立てということで、前年度の決算剰余金の2分の1を積み立てさせていただいております。

それから次に、7ページの16番ですけれども、これも先ほどありましたように、入で皆減しまして、16番目ですけれども、地域密着型特別養護老人ホームの助成事業につきましては、出のほうにつきましても皆減ということで削減をさせていただいております。

それから、8ページをお願いできますか。

24番目でございます。お茶の京都交流拠点整備推進事業ということで9, 000万円をお願いしているところでございます。これにつきましては、もう一つ下に補正予算の主要事項調書というのがございますので、これを見ていただけますでしょうか。

主要事項調書と1枚物ですけれども、今の横表の前についていたということでございます。大変失礼しました。

この主要事項調書に基づきまして説明させていただきますけれども、これにつきましては、整備概要のほうに書いておりますけれども、湯屋谷におけます茶工場を改修いたしまして内外装の改修をし、そして交流スペースをつくっていく、あるいはトイレの改修をしようということで、茶工場のリノベーションをやって、そして来訪者のほうを迎えたいと、観光拠点としていきたいと、こんなふうに考えておりまして9,000万円をお願いしているところでございます。これが24番目でございます。

それから最後、10ページでございますけれども、10ページにおきましては、繰越明許費をお願いする分でございます。

1番から2番目につきましては、これは臨時交付給付金ということで12月にお願いする分でございますけれども、これについても繰り越し、それから、先ほど説明しました湯屋谷の茶工場の改修事業、これにつきましても繰り越しをお願いしたい。それから、荒木橋、役場の近くでやっておりますけれども、こういったものにつきましても繰り越しをお願いするというので、合計1億3,908万3,000円になりますけれども、この繰り越しをお願いすると同時に、下のほうですけれども、債務負担行為についてですけれども、先ほど説明しました地域密着型特別養護老人ホームにつきましては、今回の予算の計上を断念いたしましたので、これにつきましては債務負担の枠を19年間お願いしておりますけれども、それにつきましても廃止ということでお願いするところでございます。以上です。

それから、引き続き議案第2号のほうへ移らせていただきます。

議案第2号です。議案第2号は、国民健康保険の特別会計の補正予算でございます。

表に書いておりますように、歳入歳出、それぞれ4,106万2,000円を減額させていただきまして、総額を14億3,166万4,000円というふうにさせていただきたいというふうに思っております。

それで、主な概要についてご説明させていただきます。概要につきましては、その次に横表ということでつけてると思いますので、それについて説明をさせていただきます。

国保の会計につきましても、確定とか、それから見込みということでの算定をさせていただきまして、計上させていただいているところでございます。少し補足で、この予算上にはありませんけれども、28年度国保会計の決算ですけれども、現時点では精査できておりませんが、恐らくいわゆる赤字というふうに、要は欠損が出そうなところでございます。具体的な金額はまだ申せませんが、いずれにしてもそういった欠損が出る見込みでございますので、前年度繰上充用金ということで、29年度から

の充用金が生じる見込みであるということのみご報告をさせていただいております。

それから次に、議案第3号に移らせていただきます。

議案第3号は、後期高齢者医療特別会計の補正予算でございます。

歳入歳出それぞれ1億1,500万円を追加させていただきまして、総額を9億9,880万円とさせていただきたいというふうに考えております。

これにつきましても、概要につきましては、その次に横表つけておりますけれども、これにつきましては、金額の確定と、あるいは見込み額ということで予算を計上させていただいているところでございます。

それから、引き続き議案第4号のほうに移らせていただきます。

議案第4号は、介護保険特別会計補正予算でございます。

歳入歳出それぞれ5億3,660万円を追加させていただきまして、総額を8億1億8,600万円とさせていただきたいと考えております。

概要についてですけれども、横表がその次についていると思いますので、よろしくお願いたします。

ここにも書いておりますように、見込み額を精査したり、それから金額の確定とこういったもので、歳入歳出のほうを計上させていただいております。

それから次に、議案第5号のほうに移らせていただきます。

議案第5号につきましては、公共下水道特別会計の補正予算でございます。

歳入歳出それぞれ1億9,120万円を減額いたしまして、総額6億2億7,200万円とさせていただきたいところでございます。

概要についてでございますけれども、これも横表をつけておりますので、それに基づきまして説明させていただきますけれども、これにつきましても公共下水道につきましても決算見込みだとか、あるいは交付金の確定、それから事業費の減額ということで、歳入歳出についてはそれぞれ計上させていただいているところでございます。

なお、4ページ、一番最後のページですけれども、繰越明許費につきましては、管渠整備の中で3億3,320万円をお願いしているところでございます。内容につきましては、工事と設計業務委託の繰り越しということになります。

それでは引き続きまして、議案第6号のほうに移らせていただきます。

議案第6号は、水道会計の補正予算でございます。

水道会計には、収益的収入及び支出と、それから資本的収入及び支出、両方それぞれありますので、まず、収益的収入及び支出についてですけれども、収入につきましては、



ここに書いておりますように729万7,000円の減額になりまして3億153万1,000円と、支出につきましては1,920万円の減額いたしまして2億7,292万1,000円ということで、差し引きしますと2,861万円ということになります。これは税込みの金額でございますけれども、黒となります。

それから、下のほう、資本的収入及び支出についてですけれども、これにつきましては、まず支出でございます。支出のほうにつきましては606万円の減額になりまして、2億5,653万円と総額がなっているところでございます。

それから、概要につきましては、また横表をつけておりますので、この横表で説明しますけれども、これにつきましても金額、補助金の確定だとかそういった額、それから事業費の確定と、こういったことで予算計上をさせていただいております。

3ページにつきまして、繰り越しを計上させていただいております。これにつきましては、事業等の繰り越しが生じたということで、合計5カ所で1億1,066万7,000円ということで繰り越しをお願いしたところでございます。

以上が補正予算の案件6件でございます。

続けてよろしいでしょうか。

○委員長（松本健治） はい。

○副町長（田中雅和） そしたら次に、29年度の一般会計歳入歳出について説明をさせていただきます。

まず、一番上に置いていると思いますけれども、宇治田原町一般会計歳入歳出予算資料ということでございます。

1枚目だけめくっていただきますと、議案第7号ということで書いております。

第1条の中で、総額ですけれども、歳入歳出につきましては46億3,500万円ということでお願いするところでございます。

概要について順次説明させていただきたいと思っております。これは横においていただきまして、その次にまた同じ色のピンクの冊子でございますけれども、一般会計予算編成概要というふうに書いているものがございますので、これをひらけていただきますでしょうか。

一般会計予算のあらましということで書かせていただいておりますけれども、まず、2番目の予算規模ということから入らせていただきます。

当初予算ですけれども、先ほど説明しました金額46億3,500万円ということになりまして、前年度と比べまして5.2%の増でございます。この予算額につきまして

は、黒い枠で書いておりますけれども、平成7年度、53億3,240万円に次ぎまして、過去2番目の大型の積極的な予算ということで編成をさせていただきました。

3番目、予算の概要の中の歳入でございます。

歳入の主なものを説明させていただきますけれども、まず、町税でございます。町税につきましては、特に法人町民税の増を見込みまして合計3,263万円の増と、前年度比2.1%の増と見込ませていただいております。

その間、町税が増ということもありまして、2番目、地方交付税につきましては3,000万円の減、前年度予算で3.3%の減ということになりまして8億7,000万円ということになります。

それから、地方譲与税、各種交付金につきましては2,890万円の減額で、前年度比9.5%の減で2億7,380万円というふうな金額になります。

1枚めくっていただきますでしょうか。

2ページ目、一番上ですけれども、分担金及び負担金です。これにつきましては、3,536万円の増ということで73.2%の増。これにつきましては、その結果、8,366万円になりますけれども、大福茶園の事業費の増ということで、土地改良事業の分担金の増ということでございます。

それから、少し飛びますけれども、中ほどの府支出金でございますけれども、これにつきましては、先ほど補正予算のところで減額ということでさせていただきましたけれども、この分が当初予算からは落とさせていただいておりますので1億5,796万円の減額ということになります。その結果、2億9,868万円になりますけれども、この地域医療介護、いわゆる地域密着型介護老人ホームにつきましては、今回は当初予算に上げておりませんけれども、協議等を整えましてめどがつきましたら、順次6月等の補正予算で計上させていただきたいと、こんなふう考えているところでございます。

それから、下から2つ目の寄附金でございますけれども、これにつきましては、寄附金につきましては、昨年12月のほうにもご説明させていただきましたけれども、大幅に返礼品等もふやしまして、ふるさとの納品ということでふやす、その結果、順調に伸びておりますので、今回におきましても、この寄附金額多く見込ませていただきまして400万円の増ということで500万円を見込ませていただいているところでございます。

それから、繰入金につきましてはですけれども、これ前年度よりも大幅にふやしておりますけれども1億7,143万円ということで4億7,117万円をお願いしていると

ころでございます。いわゆる大型積極予算もつくりました関係上、繰入金につきましても財調、あるいは公共施設整備基金のほうからの繰り入れをお願いしたいところがございます。

それから、右のページ、3ページでございますけれども、町債につきましても、前年度よりも58.8%の増ということで2億580万円の増ということで、全体では5億6,070万円の町債の発行をお願いしたいというふうに思っております。

中身につきましては、橋梁事業費、あるいは消防システム、こういったもののいろいろ更新と、これの費用に充てたいというふうに考えております。

次に、(2)番目の歳出のほうでございますけれども、上に人件費等については少し増がございます。

それで、次にめくっていただきまして4ページのほうをお願いいたします。

4ページ、積極的予算の中の大きな要素を占めるわけでございますけれども、まず一番上のほうに普通建設事業費というふうに書いておりますけれども、これにつきましては、前年度比約20%増ということで6億9,561万円をお願いするところがございます。中身については、こういった一時保育施設、あるいは田原児童育成施設、こういった事業を今回おこしていきたいと、こんなふうに思っているところがございます。

それから、補助費等につきましても、前年度7.5%の増で7億1,795万円ということでお願いいたしまして、中身につきましては、移住促進の奨励金だとかこういった事業、それから高校生の通学補助金につきましても大幅に増ということをさせていただきたいというふうに考えているところがございます。

右のページでございますけれども、5ページ、地方債残高につきましても若干ふえまして、29年度の見込みは22億8,576万円になります。

それから、基金残高につきましては、28年度に比べまして減額になります24億円ございましたけれども、19億9,330万円というふうになります。

5番目のほうで、いわゆる重点施策につきまして配分した、これについて説明させていただきますけれども、全体額としては78事業、23億5,678万円ということを計上させていただきまして、その内容につきましては、次のページのほうから入りますので、6ページ以降に説明させていただきます。

なお、その前に、6ページの一番下に書いておりますけれども、今回の46億3,500万円につきましては、一応ネーミングといたしましては、宇治田原未来づくり加速化予算と、こういうふうなネーミングをさせていただいております。

それでは、7ページのほう移らせていただきますけれども、町長の2期目に当たりまして、マニフェストにおける最重要の3本柱ということで掲げさせてもらっておりますけれども、これにつきましては、3本柱、宇治田原山手線整備、それから新庁舎建設事業の推進、そして下のほうになりますけれども、人口減少対策と移住・定住対策の推進、こういったものを3本重要施策ということで進めさせていただきたいと、こういうふう

に思っております。

下のほうにも、いろいろ事業が書いてありますけれども、具体的には8ページ以降になりますので、8ページから説明させていただきます。

主な事業の内容でございます。

総合計画のまちづくりの基本目標のまず①番、健やかに安心して暮らせるまちということで、1つ四角で囲っておりますけれども、地域防犯推進事業というものを上げさせていただいております。これにつきましては、恐れ入りますけれども、この下のほうに、当初概要、それから事業一覧の下に主要事項調書というのが、少し分厚い冊子でございますけれども主要事項調書というものがございまして、これもあわせてお開きを願いたいと思います。

地域防犯推進事業につきましては、1ページをお開き願えますでしょうか。主要事項調書の1ページでございます。

基本的には同じことを書いておりますけれども、まず、黒の1つですけれども、黒四角、防犯カメラの設置ということで、これにつきましては、交番跡の地域みまもりステーション、ここに防犯カメラを設置して、いわゆる犯罪の予防と被害の未然防止、これを目指し、安心・安全なまちづくりを推進したいと、こんなふうに考えておまして、1基ですけれども設置をしていきたいと。それから、ドライブレコーダーですけれども、これにつきましては公用車、清掃車とかバスと、これに設置して、これも交通事故発生時における事故責任の明確とあわせまして、それから犯罪抑止にもつながるとこんなふうに考えておりますので、これにつきましては公用車にドライブレコーダーを設置していきたいと。それからまた、あわせて地域防犯活動の推進につきましては、地域の皆さんの防犯活動につきまして支援も行っていきたいというふうに考えておりますので、地域の皆さんがまた防犯カメラ等を設置するということでございましたら、2分の1の補助ということで支援していきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

下のほうの枠に移らせていただきます。

児童通所支援事業所運営支援事業ということで、これにつきましては、恐れ入ります、

主要事項調書の17ページをあわせてお開き願えますでしょうか。主要事項調書の17ページでございます。

金額は17万7,000円というふうに上げさせていただいております。中身についてですけれども、発達に課題を有する児童等に対する福祉サービスを町内で提供していきたいと、こんなふうに思いまして、町の障がい児福祉施設につきまして、これを今後、サービスの提供を受けますので、この施設、いわゆるむく福祉会でございますけれども、17ページの主要事項に書いております支援内容のところに書いております、事業主体であります社会福祉法人宇治田原むく福祉会さんが借り入れられた資金に対しまして、借入利息相当額に対しまして町独自で助成するというので、補助総額は354万円でございますけれども、これを20年間で割りまして、その1年間分を順次20年間に渡りまして補助していきたいと、このように思います。1年間の部分が17万7,000円でございます。残りにつきましては、債務負担行為で設定をさせていただきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

すみません、それで、具体的なサービスの内容につきましては、放課後等のデイサービスを児童の発達支援と、こういったサービスの提供を受けるというところでございます。

それから次に、戻っていただきまして、編成概要のほうの9ページに移らせていただきます。

②番で書いております便利で快適に過ごせるまちということで、空き家等の総合対策事業ということで上げさせていただいております。

これにつきまして、主要事項調書におけます、少し戻りますけれども13ページをお開き願えますでしょうか。

ここにも書いておりますけれども、これにつきましては具体的な中身のほうに触れさせていただきまして、下のほうの小さいほうの括弧で書いております、いわゆる、外部有識者あるいは住民の方から成ります協議会の設置をしようというふうに考えております。それからもう一つは、空き家対策の計画を策定しよう、こんなふうに考えております。そういった金額で、主要事項に書いております500万円を計上させていただいているところでございます。こういった規約に基づきまして、いろんな支援等につきましても行っていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

それから、その下、公共交通利用推進事業でございます。

これにつきましては、主要事項調書の37ページもあわせてお願いできますでしょうか

か。

主要事項調書 37 ページに書いておりますように、金額につきましては 486 万 6,000 円ということで、新規事業ということで書かせてもらっております。現在、ここにも書いて、地域公共交通検討委員会ということで検討していただきまして、そういった中で、町内の公共交通の利用推進を図るということを目指しまして、一つの事業概要でございますけれども、内容、利用促進対策ということで、時刻表やチラシを作成したり、あるいはイベントを開催し、あるいは啓発、できるだけ多くの方に利用していただくとう、こういった施策をやりたいというふうに思っております。

そういう中で、検討内容につきましても、今後、福祉バスの見直しということで、誰でも乗れるとか、それから公共交通空白地への対策をどうするか、お答えの検討も進めていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

次に、10 ページに移らせていただきます。

概要の 10 ページでございますけれども、③活気にあふれる交流のまちということで、お茶の京都ターゲットイヤーへの取り組みと、こういった事業をやりたいということでございます。この中に書いておりますお金については、主要事項調書に少し 3 ページにわたりにまして書いております。

まず、52 ページのほうをあけていただけますでしょうか。52 ページでございます。

ターゲットへの取り組みということで、一つ上げさせていただきますのは、52 ページにありますように 991 万 3,000 円というふうに計上させてもらっていますこの中身について、内容のところのまず 1 つ目ですけれども、お茶の京都博、こういった事業をやりたいこうということが一つあります。

それからもう一つは、お茶の京都 DMO と、こういった協議会というものが出てきます。こういった協議会につきます負担金というふうな形で出ております。

なお、主要事項調書には、そのほかに 990 万円の内訳につきましては、ふるさとまつりの委員会の助成だとか、それからお茶のまち転入者プレゼント、こういった事業もやりたいと、こういうことで一部新規事業ということで上げさせてもらっております。

それから、10 ページにおきますいわゆる黒い四角の 3 つ目ですけれども、府と連携した中国雲南省への訪問ということでございます。これにつきましては、雲南省のほうからもこちらにも来ていただきたいと、こんなふうに思っております、そのためにはこちらからも訪問しようということで、主要事項調書の 2 ページのほうをお開き願えま

すでしょうか。こちらのほうにも記載させていただいております。

主要事項調書の2ページの国際交流事業ということで105万9,000円を上げさせてもらっております。このうちの一番下です。一番下のほうに書いていると思いますが、お茶の京都促進、拡充というふうに書いております。その下に書いておりますように、平成29年度をターゲットイヤーとして、お茶の京都への取り組みの一つとして、京都府と連携した海外交流団体への中国雲南省への訪問という。こちらからも訪問して、そして向こうからも来ていただくと、こういった事業になっていきますので、こちらからも訪問をしていきたいと、こんなふうな予算をお願いするところでございます。

それから、その下ですけれども、交流拠点の整備ということで、上のほうのやんたん未来プランにぎわいづくり施設整備、これにつきましては、先ほど説明しました補正予算で計上させていただきました湯屋谷の茶工場跡の整備でございます。

その下の西ノ山集団茶園につきましては、59ページをお願いできますでしょうか。

59ページですけれども、先ほど補正予算で上げさせてもらいましたけれどもという説明をしましたが、それとあわせて新年度予算では、59ページに書かせていただいております上のほうです。永谷宗円生家の環境整備事業ということで、先ほどの補正予算とあわせて、やんたんのほうの未来プランにぎわいづくりに基づく事業として、宗円生家さんの周景工事ということで家屋の屋根の補修、こういったことをやっていきたいというふうに思っているところでございます。

それと、下のほうの西ノ山につきましては、いわゆる西ノ山集団茶園のところでございますけれども、来訪者が立ち寄りやすいよう、そして茶畑を一望できるような場所ということで、例えば林道のすぐ隣になりますけれども、そここのところに駐車スペースを設けたり、あるいは展望スペースを設ける、こういった整備をやっていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

それから、その下、地域おこし協力隊事業ということでございます。

すみません、これは主要事項調書の62ページをお願いできますでしょうか。

62ページをあけていただきますと、地域おこし協力隊事業と同じことを書いてあります。これにつきましては、新規事業でございまして806万4,000円をお願いするところでございます。

中身について、制度概要のところ若干触れさせていただきますけれども、都市のほうから町内に住民票を異動する、こちらのほうに移住していただきまして、そして生活

の拠点をこちらに、宇治田原のほうに移してもらおう。そういった方に地域おこし協力隊員として、こういったことで委嘱をすると。隊員につきましては、一定期間居住していただきまして、地域協力活動を行いながら定住、できたらその委嘱が済んだ後も定住をお願いしたいとこんな事業でございまして、これは近隣の市町村のほうでも、南山城村とかそういったところでもやっておられる事業でございましてけれども、宇治田原町につきましては、今年度からやっていきたいというふうに思っております。募集定員のところで2名というふうに書いております。この2名の方の人件費、あるいは諸経費、住居費とそういった費用で、一応、年度としては来られる方の単年度契約でございましてけれども、基本的には1年以上3年以内、こういった方を願います。今後、そういったサイトがございまして、そういったところにも登録しながら募集をしていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

それから、概要の11ページでございまして。

11ページ、④の子育てと学びを応援するまちということで、多様な保護者ニーズに応じた保育の充実ということで、2つの事業を上げさせていただいております。

まず、最初の一時保育施設等の整備事業ということで、これは主要事項調書の33ページにも上げさせていただいておりますので、33ページもあわせてお開き願います。

主要事項調書33ページの一時保育施設等整備事業ということで3,761万6,000円ということで上げさせていただいております。

これにつきましては、保育所の敷地内に下の内容のところに書いておりますように、木造平屋建て130㎡です。こういった建物を建てようと、駐車場の横、保育所の玄関を入る手前というところを想定しておりますけれども、この場所につくりまして、一時保育室定員10名、それから通常保育室にも利用可能なフリールーム、それから乳幼児用のトイレ、収納スペース等、こういったことの工事をやっていきたいと。そして建物、できるだけ早期に発注、完成させて、利用についてもできるだけ早期に供用ができるようにしていきたい、こんなふうに考えているところでございます。

それから、右のほうの田原児童育成施設整備事業ということにつきましては、主要事項調書の74ページのほうをお開きいただけますでしょうか。

主要事項調書の74ページも記載させていただいております。田原児童育成施設整備事業5,591万2,000円ということで、これにつきましては、現在の田原児童育成施設につきましてはいわゆる更新といえますか、移転して新しいものを建てようということでございます。場所につきましては、事業内容に書いておりますように、田原小



学校の職員の駐車場、この場所に建てようということで、面積につきましては、平屋建てですけれども190㎡程度というふうに考えております。2つの支援施設、教室といえますか、それにつきましては2グループということで40名の2つの支援ということで、この人数を収容できる規模の建物を建てていきたいというふうに思っております。

これにつきましては、職員さんの駐車場については、校外から少し移動させたところに新たなそれにつきましては設置を考えているところでございます。

それから、その下の高校生通学費補助でございます。これはすみません、主要事項調書の68ページをお願いできますでしょうか。

68ページに書いております金額でございますけれども、高校生通学費補助金として2,750万円をお願いするところでございます。これにつきましては、議会のほうからも全額補助につきましてはの意見書も出ておるところでございます。

一番下のほうでもありますけれども、下に書いておりますように、29年度から初乗り運賃分の控除をなくして、一定額以下の所得につきましては、学期定期を基準に全額補助をするということでございます。それで、全額補助しますけれども、一定所得の制限といえますか、所得につきまして補助内容のところに書いておりますけれども、町民税所得割額の世帯合計額は21万1,200円以下の保護者の方につきましては全額ですけれども、それ以上の方につきましては3分の2という補助にさせていただきたいというふうに思っているところでございます。それから、上記以外の方につきましては2分1補助と、車等での送迎の方につきましては2分の1の補助ということをお願いしたいと、こんなふうに思っているところで、いずれにいたしましても、初乗り運賃を除いていた分につきましては、それは取っ払って全額費用に対する補助と、こういうふうに考えているところでございます。

(「3分の1や」と呼ぶ者あり)

○副町長(田中雅和) 車のほうですね、すみません。3分の1でございます。すみません。3分の1ですね。

すみません、3分の1で。すみません、間違っておりました。訂正させていただきます。以上でございます。以上、概要についての説明とさせていただきます。

続きまして、国民健康保険特別会計のほうに移らせていただきます。

この緑色の議案書になります。議案第8号でございます。

議案第8号でございますけれども、歳入歳出につきましては13億4,632万6,000円ということをお願いしたいと思っております。

概要につきましては、もう一つの資料、その下につけていますので、それに基づきまして若干触れさせていただきます。

これにつきましては、一番上に世帯人口等を書いておりますけれども、それからそのほか、その下に保険税の税率なんですけれども、これにつきましては28年度改定しました結果、今年度につきましては改定はなしということをお願いしたいというところでございます。

内容につきましては、従来、前年どおりという事業内容と同じ内容ということになっておりまして、いわゆる給付費負担とかそういったものを計上させていただいているところでございます。個々には説明は省かせていただきまして、その主なものにつきましては、先ほどの主要事項調書のほうに記載しておりますけれども、多岐にわたりますので割愛をさせていただきます、次の議案に移らせていただきます。

次に、議案第9号でございます。これにつきましては、後期高齢者特別会計ということで、歳入歳出それぞれですけれども1億149万1,000円ということでさせていただいております。

これにつきましては、事業につきましては28年度とほぼ同様の事業をやっていくということでございます。これにつきましては、次の一定資料をつけておりますけれども、こういった概要説明ということで、見ていただくということとどめさせていただきます。

その次に、介護保険特別会計のほうに移らせていただきます。

第10号でございますけれども、第10号の介護保険につきましては、保険加入事業につきましては歳入歳出につきましては7億4,390万4,000円ということにお願いし、そして介護サービス事業勘定につきましては428万円ということをお願いしたいところでございます。

介護保険につきましては、29年度大きく変わるところは総合支援事業ということで、順次発足させていきたいというふうに考えるところでございます。資料につきましては、ここに書いておりますように、保険者数と、それから保険料ですけれども、これについては改定はなしということとやっていきたいとこんなふうに考えているところでございます。主なものにつきましては、先ほどの事業概要に書いておりますけれども、時間の関係で割愛をさせていただきます、次に移らせていただきます。

公共下水道特別会計でございますけれども、第11号、これは薄紫色の冊子でございますけれども、歳入につきましては、歳入歳出それぞれ6億7,369万1,000円

ということをお願いしたいというふうに思っているところでございます。

これにつきましては、主要事項につきましては、先ほどの主要事項調書に書いておりますけれども、割愛をさせていただきます。

水道についてでございます。

水道につきましても若干触れさせていただきます。1枚めくっていただきまして、議案第12号でございますけれども、収益的収入及び支出ということでございます。

まず、収入につきましては3億1,791万5,000円ということでございます。支出につきましては2億8,474万7,000円ということで、差額3,316万8,000円という黒ということになります。

それから、資本的収入及び支出でございます。これにつきましては、2ページ、すみませんけれども、1枚だけめくっていただけますでしょうか。

一番上に収入を書いております。9,698万1,000円でございます。それから、支出のほうで、水道事業をおこしますので2億6,188万7,000円となります。この差分でございますけれども、当然、収入から支出を引きますと赤字が出ます。この赤字につきましては、前のページに戻っていただきまして、第4条というところに書いております。2行目からですが、不足する金額1億6,490万6,000円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額の1,225万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億5,265万円で補填するものということでさせていただいたと、このように考えているところでございます。

29年度当初予算につきましては、以上とさせていただきます。

引き続きでよろしいでしょうか。

○委員長（松本健治） はい。

○副町長（田中雅和） そしたら、すみません、議案第13号のほうに移らせていただきます。

議案第13号につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、その後ろに資料をつけさせていただいておりますので、これに基づきまして説明させていただきます。

趣旨のところに書いておりますように、綴喜医師会のほうから学校医報酬の増額要望とありまして、その協議を重ねた結果、協議が整いましたので、綴喜2市2町で増額ということで対応させていただきたいというふうに思っております。

また、保育所医の報酬及び保育所での歯科医報酬につきましても、これらの改定を行いたいと、こういうふうと考えております。

改正内容につきましては、まず、(1)学校医、それから学校耳鼻科医、学校医眼科医報酬につきましては、出校料として3,500円を5,400円に、2番目、保育所医さんにつきましては、総合判定料を3万円に、それから出向料につきましては5,400円に、保育所の歯科医につきましては、年額ですけれども21万9,000円にさせていただきたいと、こんなふうな料金の改定の条例をお願いしたところでございます。

次に、議案第14号のほうに移らせていただきます。

議案第14号につきましては、町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するという事で改正でございます。

これも、その後ろにつけさせていただいております概要の1枚物のペーパーですけれども、これに基づいて説明をさせていただきます。

趣旨のところを書いておりますように、2行目お尻のほうですけれども、28年8月8日付の人事院勧告に基づきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正されました。これに伴いまして条例改正をお願いするものでございます。

1番目、改正内容の(1)ですけれども、これにつきましてはいわゆる育児休業等に係る職員を養育する、この範囲の拡大ということで①番に書いておりますけれども、これ中身については(2)の中で書いておりますように、拡大の中身につきましては、養育する子の対象に特別養子縁組の監護期間中の子を追加するという事でございます。(1)の②でございすけれども、介護休暇を請求できる期間の分割ということで、この期間を今まで1回ということだったので3回まで分割可能とするということの改正でございまして、③番につきましては、介護を必要とする一つの継続する状態につきまして、3年の期間内で1日つき2時間を超えない範囲で必要と認めらえる期間と、こういったふうな改正をお願いしたところでございます。

次に、議案第15号ですけれども、議案第15号にいく前に、大変申しわけないんですけれども、順番として、これは関連する議案が3つございますので、それに基づきまして説明させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

第21号、すみません、下のほうから引き出させていただきますでしょうか。

すみません、下のほうに議案第21号、その下に資料もつけさえて、1枚物の資料あ

りますので、あわせてよろしく申し上げます。

第21号なんですけれども、これにつきましては、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部改正ということで、改正をさせていただきたいと思います。これにつきましては、改正内容が2つございます。

まず、趣旨なんですけれども、これは最近の状況としましては、趣旨にも書いております宇治田原のほうへ移住・定住も、あるいは企業の進出をお願いしたいとこういった状況で、今年度からも移住・定住、あるいは企業の方への移住された方への支援、住居費等の支援と、こういった新たに今年度からやることをしております。そういった中で、来られる方に支援しながら、来られる方からお金を取ると、こういった少し規制をかけるようなそういう開発協力金についての趣旨がございまして、今回は移住・定住、あるいは企業進出を推進するということから、開発協力金について廃止をしたいと、こんなふうに考えているところが1点でございます。

それから、改正内容の②のほうにも書いておりますけれども、いわゆる工業系を現在の条例はうたっておりますけれども、これにつきましても、今回、総合計画とまちづくり総合計画を新たに作り直したけれども、その中でにぎわい創造ゾーンと、こういった商業系を念頭に置いたゾーンを今後立地を促していきたい、そういった用途区域も今都計審でお願いしておりますけれども、そういった状況でございますので、商業系もこの条例の適用の中に入れていこうと、こんなふうに考えているところでございます。

こういった2点を改正しまして、具体的にいわゆる協力金でございますけれども、これ参考のほうに書いております。これは規則等でうたっております、下の表のとおりでございますけれども、これを従前は協力していただいております。開発業者が行うに当たりましては、1件あたり公園緑地等からずっといきまして、合計は100万円近くになります。約100万円の金額をお願いしていた、あるいは、自己の方が個人で移住される方につきましては、この金額合計しますと35万円になります。こういった金額をお願いしたいということでございます。

これにつきましては廃止いたしますので、この金額をどうしていたかといいますと、基金に積み立てておりました。この基金につきましては、上の公園緑地から下の学校ごみ処理というここに該当する部分の基金につきましては、大変申しわけないんですけれども、先ほど説明を始めようとした第15号に、すみません、戻っていただきまして、第15号を見ていただきますと、この第15号で積立金をここに基金として積みますよとこういった条例になっているところでございますけれども、これにつきましても

条項を落とさせていただきましたということで、議案第15号の一番最後のページを見ていただきますと、議案第15号の一番最後のところの新旧対照表を見ていただきますと、ここに書いておりますように第2条の(1)と(2)と、ここからの協力金を基金として積み立てますよという条項、これを削除という形にさせていただいたのが議案第15号でございます。

あわせて、ちょっと大変申しわけないんですけども、先ほど説明しました開発協力金の下の水道のほうの15万円と、あるいは30万円と、この基金につきましては議案第25号で、すみません、あわせて説明させていただきますけれども、議案第25号をお願いできますでしょうか。

第25号も同じことなんですけれども、議案第25号の一番最後のほうを見ていただきますと、新旧対照表のところの旧のところと新を見比べていただきますと、これも同じように協力金という項目を落とさせていただいております。そういうことが、この条例の改正をお願いするところでございます。ということで第25号の説明を終わらせていただきます。

次に、第16号のほうへ移らせていただきます。

議案第16号をお願いいたします。これにつきましては、宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するというところでお願いいたします。

この概要説明につきましては、次のところに1枚物でございますけれども、つけさせていただきますいております。これにつきましては、若干この趣旨の中を読ませていただきますけれども、6行目ぐらいのところにあるんですけれども、具体的な改正内容は6行目に書いておりますけれども、ここですけれども、条例事務につきまして情報提供と記録、情報のやりとりを行った際の項目や日時などの記録の訂正を行った場合に、やりとりした相手に訂正の事実を通知する規定を追加するというところでございます。これにつきまして、法律等の改正におきまして、条例につきましても改正を行っていきたくこんなふうを考えているところでございます。これが第16号でございます。

それから、第17号に移らせていただきます。

議案第17号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましても、また次のところに1枚物の資料をつけさせていただきますので、これを見ていただいたらありがたいです。

これにつきましては、いわゆる土地の売却等の収入の所得を控除すると、要は所得して取り扱わないことと、こういうところでございます。概要について、少し触れさせてい

ただきますけれども、これにつきましても、介護保険法施行令の一部を改正ということのその制定を受けまして、2行目の終わりのほうに書いておりますけれども、現行の取得手法でやる合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとなりまして、介護保険条例の一部を改正するものということで、これにつきましては、システムの改修につきましては12月補正のほうでお願いしたところでございます。この条例につきましても4月1日以降から対応できるように条例の改正をお願いするところでございます。

第18号のほうに移らせていただきます。

議案第18号につきましては、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定ということでございます。

これも次に1枚物の資料をつけさせていただいておりますので、これに基づいて説明させていただきます。

これにつきましても法律等の改正を受けまして、これに伴いまして、主な改正内容のところを読ませていただきますと、小規模多機能型居宅介護事業所の看護師及び准看護師が同一敷地内の施設の業務の兼務が可能である施設について従事することができる施設の種類の、指定地域密着型通所介護事業所を追加すると、こういった同じ敷地にあるこの施設については兼務ができると、こういうことでございます。

なお、この小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、例えばデイサービス、あるいは訪問サービス、通所サービス、こういった多機能を備えておる事業所なんですけれども、宇治田原町にはございません。そういったところで、この条例自身を適用される施設はございませんということでございます。

あわせて第19号なんですけれども、第19号は、先ほどと同じ趣旨でございまして、第19号は、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例と、これのことです。

先ほどは、地域密着型サービスでございます。今度は予防サービスということでございます。そういったことで、内容につきましては先ほど主な改正内容に書いておりますのと同じように、同じことの内容でございます。対象が予防介護サービスという、この事業の中身が違うということで、条例はそれぞれに分かれて改正をしていくというふうに考えておるところでございます。

議案第20号のほうに移らせていただきます。

第20号は、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正するというごさいます。

これにつきましては、これも資料のほうをお願いできますでしょうか。資料のほうに書いておりますように、これも施行規則等の改正に伴いまして、条例を改正をお願いするところのごさいます。

主な改正内容のところに書いておりますように、主任介護支援専門員さん、この辺につきまして介護支援専門員に対するスーパーバイズ、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割があります。その資質の向上を図っていくと、こういったことで更新制を導入し、更新時における研修を新たに創設するというごさの制度改正が行われましたので、こういったことで改正していきたいと。

なお、対象のところに書いてありますように、現在、宇治田原町におきましては、地域包括支援センターにおいては介護支援専門員で対応しておりまして、主任介護支援専門員はごさいませんので、特にこれが提供されるということにはごさいません。以上です。

それから、議案第22号のほうに移らせていただきます。

第22号につきましては、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正するものでございまして、これにつきましても、恐れ入りますけれども、資料のほうで概要を説明させていただきます。

趣旨のところを少し読ませていただきますけれども、いわゆる盛土行為、これにつきましては、交通安全、あるいは土砂災害、環境問題等、地域住民に与える不安や影響を考慮いたしまして、持ち込み土の安全度をより確実にするために条例改正を行うものでございまして、改正の中身につきましては2種類ございまして、1つは地域住民の意向の反映でございます。従来は、関係団体の意見書とこういった表現にさせていただいておりました。たしか、今回につきましては、隣接者の方につきましては隣接者の同意というふうな表現になっておりますので、関係団体のほうにつきましても同様に、関係団体の同意書と、意見書ではなくて関係団体の同意書というふうに変えさせていただきたいと、こんなふうに考えているところのごさいます。

それから、追加事項といえますか、2番目のほうですけれども、持ち込み土砂の安全性ということで、改善案の追加事項に書いてますように、1、2、3でございます。展開



検査を行う、あるいは土壌調査を行う、あるいは、いわゆる追跡調査、そういった証明書についても添付させる。こういった追加事項の改正を行っていききたいと、こんなふうになっているところがございます。以上でございます。

議案第23号をお願いいたします。森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するというので、これにつきましても資料のほうをお願いできますでしょうか。

資料のほうを見ていただきまして、大変申しわけないんですが、裏面をまず見ていただけますでしょうか。この資料の裏面を見ていただきまして、これが条例改正をお願いするところのトレーラーハウスというもの、これ、くつわ池に設置をしようという今工事を進めております。須河車体さんのほうにつくっていただきまして、これをくつわ池のほうに置こうというものでございます。くつわ池自然公園に置きます。これにつきましては、3月末には完成させて、4月の当初から利用できるというようにしていきたいというふうに、今調整中でございます。

それで、料金の上限なんですけれども、実際には、具体的な料金につきまして管理者さんのほうが決めますけれども、上限額については条例で制定することになっております。真ん中のところに黒い枠でくくっておりますように、トレーラーハウスの金額を1日、1泊というんですか、1万7,000円ということで上限枠を設定していただいたと、こんなふうになっております。金額の設定でございますけれども、これにつきましては、バンガローの状況、新と書いていますけれども、これも若干古い20年ほど前でございます。それが1万2,000円であったり、あるいは今回のトレーラーハウスにつきましては、エアコンとか冷蔵庫等も設置したいというふうに考えておりますので、バンガローの金額よりも高い金額と。近隣等の状況を見ながら1万7,000円を上限額としていきたいと、こんなふうに考えてるところでございます。以上でございます。

議案第24号でございます。第24号は、宇治田原町町内雇用促進条例、これを改正していきたいとこんなふうになっているところがございます。

これにつきましては、これも資料、こういった表とございますか、グラフ絵とございますか、こういったものを書いているところがございます。これについても続いて説明させていただきたいと思っております。

従来は、この資料の中に書いておりますように、基本枠ということで書いています。これは従来からやっているところございまして、正規職員さんを町内事業者の方が町

内の在住の方を雇われて1年以上雇用されているということになれば、一律20万円ということでお支払いしているところがございますけれども、その下のほうを今回拡充していきたいということがございます。移住・定住と、この定義を今後定めていきたいということがございますので、申しわけないんですけれども、先ほどの条例の1枚だけめくっていただけますでしょうか。

条例のほうの表紙をめくっていただきますと、ここに条例の中身が書いております。第1条でございますけれども、第1条のところの雇用機会の増大というのがございまして、この次に、「並びに本町外からの移住促進」、この文言をつけ加えさせていただきます。それが条例改正の内容でございます。

その結果、また資料のほうへ戻っていただきますけれども、具体的な中身につきましては規則等で定めますけれども、少し触れさせていただきますと、ここの方が今後、3年を超えて継続的に就労をされるところといった方につきましては、住居費、④で書いておりますけれども、転居費用とか住居費用と、こういった費用を会社に対して支援していきたいということ、2分の1以内の上限20万円ということで支援をしていきたいとこんなふうに考えている。これ、予算も計上させていただいておりますけれども、こういった内容の条例改正でございます。

それから、第26号に移らせていただきます。

議案第26号につきましては、都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の締結ということでございます。

これにつきましては、後ろのほうに図面もつけさせていただいておりますけれども、この宇治田原山手線につきましては、緑苑坂のところから県境のところまで、今現在、用地買収を進めているところがございますので、ほぼ今年度完成見込みというところがございますので、来年度から工事ですけれども、ネクスコのほうにお願いし、9m道路のうち約4m工事用道路という扱いにいたしまして、ネクスコと宇治田原町、両方がお金を出し合いまして工事をやっていこうと、その分の宇治田原町の支出負担分が3年間ですけれども6億6,943万5,468円という金額でございます。この金額、3年間充たりまして工事をやっていただきたいと、全体事業の大体41%ぐらいになるんですけれども、全体事業費は大体16億円を超えておりますけれども、そういったことでネクスコ、正式名称といいますか、西日本高速道路株式会社関西支社というところと協定を結んでいきたいと、こんなふうに考えております。これの締結のご承認をお願いしたいというふうに考えているところでございます。これが第26号でございます。

それから、第27号につきましては、人権擁護委員さんの候補者の推薦ということでございます。

人権委員さんにおきましては、谷川さんに引き続きということでお願いしたいというふうに考えております。

1枚だけめくっていただきますと、谷川さんのことを書いております。現在まで4期でございますけれども、次は5期になりますけれども、5期につきましても3年間という任期でございますけれどもお世話を願いたいということでご提案を申し上げるもので、候補者になっていただきますと、今度は実際に法務大臣のほうから委嘱されるということで、4番目のところにも書いておりますけれども、そして3年間お世話になろうとこんな状況でございます。

それから次に、報告ということでございます。

報告第1号ということで、1件報告をさせていただきます。じん芥収集車の取得契約の一部変更に係る専決処分ということで、これは変更の契約を行いましたのでご報告させていただきます。

内容につきましては、申しわけないんですけれども、次のページ、次につけております資料でございます。

じん芥収集車の取得の一部変更ということでございます。具体的な中身については、一番下を書いております変更内容のところを見ていただきますと、車体のイラストラッピングということで、これは小学生、中学生のほうから募集いたしまして、イラストを5点選びました。この5点をラッピングするというので、ここではじん芥収集車にラッピングします。この金額は25万9,619円でございます。この金額を増額した契約ということで、ご報告をさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。以上で終わります。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

今、それぞれ議案、27議案、それから1つの報告の説明をいただきました。

終わりましたので、皆さん方、委員から質疑を受けたいと思います。どうぞ。今西委員。

○委員（今西久美子） 当初予算の主要事項調書なんですが、それぞれの事業の内容が幾つか複数にわたるものがございます。予算委員会でもいつも内訳を教えてくださいというような質問もあるかと思うんですけれども、これ最初から内訳を書いといていただくことはできないんですか。以前、書いてあったようなときもあったと思うんですけれど

も、例えば1ページの地域防犯推進事業だったら、防犯カメラの設置とドライブレコーダーの設置と地域防犯活動の推進、3つありますね。これ、それぞれの内訳を記載することというのはできませんか。

○委員長（松本健治） それでは、ちょっと休憩します。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時20分

○委員長（松本健治） それでは、再開いたします。副町長。

○副町長（田中雅和） すみません、先ほどの質問なんですけれども、できるだけこの主要事項調書は説明するときに金額はわかっていますので、口頭でございますけれども、金額の説明をさせていただきたいとこんなふうに思っております。具体的には、この中のほうにめくっていただきますと入っているものもございますので、そういうことから言いますと、丸めて抜けているというようにとられますので、できるだけ中身について説明をするということで。どうしてもというのが中にあるかもしれませんけれども、基本的には説明できると思いますので、これの主要事項調書を説明するときに、金額もあわせて説明をさせていただくと、こんなふうにやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（松本健治） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今回は口頭でということですが、次年度以降はできるだけ丁寧な説明を求めていますので、議会としても、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） 承知いたしました。

○委員長（松本健治） それでは、今回はそういうことで口頭でつけ加えるということですが、今後、資料のつくり方についてはご配慮いただきたいというふうに思ひます。

その他、どうでしょうか。谷口整委員、どうぞ。

○委員（谷口 整） ちょっと素朴な質問で申しわけないんですけども、第18号、第19号、これは法律改正に基づいて今回条例の改正をされるということなんですけれども、28年4月に法律改正があつてということの説明やったんですけども、1年前の法律改正を受けて29年で改正されるというのは何か事情があるんですか。

○委員長（松本健治） 久野村部長。

○総務部長（久野村観光） 今、谷口委員からのご指摘でございますが、確かに、平成

28年4月1日から施行という形の条例を今回改正という形にしておるところでございますが、今現在、なぜ28年4月1日からの施行が今回になったかということ、ちょっと詳細等まで確認ができておりませんので、次回のこのときまでには原課と整理したいと思いますが、まず、対象的なものに、本町には事業所がないためという形で一旦、原課のほうも考えておったかなと思いますけれども、やはりそれでは法整備等に不手際になるという形から、今回改正を出したのかと考えておりますが、詳細まで確認をしておりますので、原課のほうと調整をする中、またご報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） それで調べてもらったら結構なんです。恐らく今言われたように、対象の事業所がないからということでそのままにしてあったのかなということもあって、あえて確認させてもらっただけで、また後日答えてもらったら結構です。以上です。

○委員長（松本健治） その他。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、以上で提出議案について終わりたいと思います。

次に、推薦同意に係る所信聴取についてでございます。

申し合わせ事項であります選任同意に係る人事案件の所信についての聴取の有無については、議会運営委員会において協議、決定するということになっております。状況に応じてということですが、今回の案件についてはどのようにするのか、お諮りをしたいと思っております。ございますでしょうか、ご意見。谷口整委員。

○委員（谷口 整） 前回、12月だったと思うんですけども、公平委員さんが同じように出ていて、結果としては来てもらっていないということもありますので、今回は、私は個人的に来てもらう必要はないのかなというふうに思います。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

それでは、ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、今、谷口整委員からもございましたけれども、前回の内容と内容は若干違いますけれども、一応、この人権擁護の委員候補者の推薦については同様の扱いで、聴取については行わないという形で決定をしたいと思っております。

それでは、所信の聴取の件については終わります。

次に、議事日程（第1号）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。で

は、よろしく。事務局。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付をさせていただいております平成29年第1回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）についてご説明をさせていただきます。

平成29年3月3日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、2番、松本健治議員、10番、今西久美子議員にお願いをさせていただく予定としております。

日程第2の会期の決定でございますが、これにつきましても先ほど委員長のほうからご確認をいただきました3月3日から3月29日までの27日間とさせていただきたく思っております。

続きまして、日程第3、諸報告でございますが、これも先ほどご説明いただきましたように、議員派遣についての報告をさせていただく予定としております。

この後、町長のほうから開会のご挨拶、施政方針が入る予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、日程第4、発議第1号、予算特別委員会設置に関する決議案につきましては、さきの議員協議会、先ほどもありましたけれども、12名で設置する旨確認をいただいているところでございますので、議会運営委員会の松本委員長より提案理由の説明をいただきまして、質疑、採決を予定しております。

その後、暫時休憩いたしまして、この委員会室において、選任の決定を先にしていただきまして、決定された委員長のもとで第1回目の委員会申し合わせ等の内容の精査をお願いするという予定とさせていただいております。

そして、また本会議場に戻っていただきまして、次の日程第5、報告第1号、じん芥収集車の取得契約の一部変更に係る専決処分に係ります報告案件、1件を予定しております。報告案件となりますので、もう報告のみという形で対応したいというふうに考えております。

次に、日程第6から日程第32までが提出議案になるわけでございますけれども、日程第6、議案第27号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、1議事1議題で提案を予定しております。今お諮りいただきましたように、招致しないということですので、開会日の議事日程が終了した後、全員協議会を開催いただき、協議いただきたいというふうに考えております。質疑等の採決は最終日に予定をしております。

日程第7から日程第24までの平成28年度補正予算、また条例改正、一般議案の18議案につきましては、一括提案を予定させていただいております。

次ですけれども、お手元のほうに付託議案一覧をお配りさせていただいておりますが、議案第14号、第15号、第16号、第21号、第22号、第23号、第25号、第26号の8議案は、総務建設常任委員会へ付託を予定させていただいております。また、議案第17号、第18号、第19号、第20号の4議案を文教厚生常任委員会へ付託を予定させていただいております。議案第1号から第6号までの一般会計等の6件の補正予算につきましては補正予算特別委員会に付託を予定しております。いずれにつきましても、付託前質疑後、委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

次に、日程第25から日程第32までの当初予算6議案と予算が関連いたします議案第13号及び第24号の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正と町内雇用促進条例の改正につきましては、この8議案を一括提案を予定させていただいております。この議案第7号から第12号まで、一般会計と当初予算6件と予算関係議案の第13号、第24号につきましては、先ほど決議として提出していただきまして、全12名で設置することとしていただきました予算特別委員会に付託を予定しております。いずれも、付託前質疑後、委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

最後に、日程の第33でございますけれども、意見書第1号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)につきましては、さきの議員協議会において、提案する旨確認をいただいているところでございますので、議会運営委員会、松本委員長より提案理由の説明をいただきまして、質疑、討論、採決を予定しております。

以上が日程(第1号)でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(松本健治) それでは今、事務局から議事日程(第1号)についての報告がございましたけれども、この件で何か皆さん方からご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それでは、議事日程(第1号)について以上で終わりたいというふうに思います。

それでは次に、意見書についてでございますが、12月から協議に入りまして、先日の2月13日の議員協議会におきまして協議をいただきました地方議会議員の厚生年金

制度への加入を求める意見書につきまして、協議結果をもとにお手元に配付のとおり、意見書（案）を作成いたしました。4行目の「また」以降、本協議会の状況に合わせた修正をいたしております。

内容をご確認いただく中で、先日2月13日に申し上げましたとおり……

（「意見書案を配り漏れているみたいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） すみません、ちょっとお待ちください。暫時休憩します。

休 憩 午前11時34分

再 開 午前11時37分

○委員長（松本健治） それでは、休憩前に引き続きまして再開したいと思います。

今お配りをさせていただきました内容は、一部修正をした内容をつけております。

それをご参照いただきたいんですが、一つ、表、かがみはこういう形で意見書を出すと、させていただくということでございます。

その次ページに、意見書の内容でございますが、地方分権時代からずっと入りまして、この3行目はそのままです。ここから一部改定している部分がございます、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、その職務は近年において専門化が進んでいる状況にあると。その一方で、全国的には議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっており、昨年実施された本町議会議員選挙においては、候補者数の減少はなかったものの、今後は本町議会においてもこういった問題を懸念するところであると。こうした中、地方議会議員の年金医療保険制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えると。

よって国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというので、これは議長名やね、出すのは。という形でお出しをしたいと。

サンプルとしてもらっていた内容に、ちょっと一部、本町の今の状況も加えて意見書をつけてお出しをしたいというふうに思っております。

どうでしょうか、いかがでしょうか。今西委員。

○委員（今西久美子） 確かに、宇治田原の無投票はなかったという話も私はいたしましたし、その部分については変更もしていただきましたけれども、私が言っていたのはそういうことではなくて、例えば農業従事者や中小商店を営まれている方たちは、みんな



国民健康保険だけなんですよね、厚生年金はないと。今の現状で、国民年金だけでは本当に老後を安心して過ごすことができないような現状があるわけです。

わかるんですよ、議員の保障というのは私も必要やと思いますし、何らかの方法を考えていくべきやとは思っていますけれども、住民の代表である議員が、そういう農業の従事者や国民年金しかない方たちのことを何も言わずに、議員自分たちのことだけを意見書として上げることがどうなのかと、そういうことをこの間、私は言ってきたつもりなんです。

だから、こういう文面、趣旨は全然変わっていませんので、これでは私は賛成できないということだけ申し上げておきたいと思います。

○委員長（松本健治） ほかに何かございますか。谷口整委員。

○委員（谷口 整） 確かに、今、今西委員が言われたことも、それはそれであるのかなとは思いますが、ただ、理屈の組み立て方がちょっと違うのかなと。何か下に物を見て、それに合わせというようなふう聞こえるので、ちょっとそこところは違うのかなという気もするんで。

ただ、それはおいておいて、これの文面は別として、趣旨については一定理解をされているということですので、もう少しこの文案を変えることによって全会一致でできるだけ出せるように、その努力はしてもらいたいというのか、誰がするのかちょっとよくわかりませんが。

前日も共産党のお二人、それぞれちょっと温度差があったように思うんですよ。今西委員は今言われたようなことでずっと言われていましたけれども、もう一人の議員さんは、個人的には賛成やということも言われていたんで、やっぱりそのところ、先ほど言いましたように、できるものならば全会一致に持っていけるように努力はしてもらいたいということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（松本健治） ほか、どうでしょうか。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） いろいろこの内容に関しては、まだ全て見えないところもありますし、また課題もあるわけですが、流れとして一応、今の時期にこういうようなものを設定してもらうように方向づけをしていく要請をするという意味からも、提出をしたほうが良いと思います。

それで、提出先も多少入れといたらどうかなと思うんで、そこら辺は入っていないが、どうなんですか。

○委員長（松本健治） じゃ、事務局、ちょっとすみません。

○議会事務局長（村山和弘） 提出先を入れて、意見書をとって示されている市町村もありますけれども、本町の場合、今までからここには提出先は入れていなくて、最終出すときはもちろん衆議院議長、参議院議長、総理大臣であるとかいうふうな形でももちろん提出はさせていただくんですけれども、私が来てからは、ここには様式はうちの場合に入っていないので、今までどおりさせていただいているところです。

○委員長（松本健治） よろしいですか。

○委員（垣内秋弘） 最終的には入れると。

○議会事務局長（村山和弘） もちろん、それぞれごとにいたします。

○委員長（松本健治） 今のお話で、たしか前に、一番先に配った時点で提出先を書いていましたね、案のところに。多分、その内容で出させていただくことにその場合はなると思います。

今、一部ご意見を頂戴している内容ですが、今月に入って視察の受け入れが2件続きまして、それぞれ議運の皆さんにご苦勞をいただきましたけれども、それぞれでテーマになっている内容についていろいろ意見交換した中に、こういう地方議会議員のなり手の問題というのがやっぱり随分、ちょっと温度差はそれはあるのかもしれませんが、皆さん方苦慮されている部分があります。なかなか、一挙にいろんな処遇とかいう部分では改善できないという部分もあると思いますけれども、私の見解かもしれませんが、やはり、こういう議員になってまだ新しいわけですがけれども、非常に重責を担った仕事をしているというふうに私は思っています。

今、それぞれ住民の皆さん方については、いろんな職業をお持ちであることは事実でありますし、それぞれ生活のレベルも違うかもしれませんが、そういう意味では、ただそれだけを見て物事を判断するというよりも、ちょっと先も見ながら総合的な判断をするというのが我々の仕事かなというふうに思いますので、思いとしては、やはりこういう議員を目指す皆さん方、若い人たちも含めて、どんどん参加していただくという部分では、そんなに飛びはねた部分はこれはすべきじゃないということは当たり前でございますけれども、こういう制度のある部分整備をするといいますか、そういうことについては我々、今預かってやらせていただいている者の責任かというふうにも思いますので、我々が我々のためにだけやっているということじゃなくて、やっぱりこういうことについては全体の問題、またこれから先の問題としてという立場でもありますので、見解としては、この機会にこういうことをお出しをさせていただくということを、ぜひ議運の皆さんには少なくともご理解をいただきたいなというふうに思いますけれども、

どうでしょうか。

いろいろご意見はあろうかと思うんですけれども、どこに視点を置くか、どこで判断するかというのも重要な立場であると思いますので、私はそのように思います。

ぜひ、賛否をとってどうのこうのというわけにはいきませんので、この文言についてもう少し精査せえと言うんならやりたいと思いますけれども、基本的には余り離れた形での文書をつくるわけにはいきませんので、ほかのところと意見書を出した場合でばらばらになってしまうということにもなりますので、ぜひ、そういうことをご理解をいただきたいなというふうに思っています。

それでは、そういう方向で、その内容を確認いただきましたということで、申しましたとおり、議会運営委員会の委員長名をもって意見書（案）を提出したいというふうに思います。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、別紙のとおり、陳情書1件の受け付けをしております。内容につきましては、京都府南部地域に地方裁判所、それから、家庭裁判所支部を設置することを求めている意見書の提出を求める陳情書となっております。

現在、京都府南部地域は、約57万人という京都府全体の21%に当たる人口を抱えているが、同地域には地方裁判所及び家庭裁判所の支部がなく、抱える事件に限定のある簡易裁判所しかない。京都府南部地域が、司法基盤の人的・物的両面において不十分、未整備のまま放置されていることを示していると言わざるを得ない。国民にはひとしく裁判を受ける権利（憲法第32条）が保障されるべきである。宇治田原町の住民の裁判を受ける権利を十分なものにするため、速やかに京都地方裁判所及び京都家庭裁判所の支部が設置されなければならない。

国会及び関係諸機関に対し、京都府南部地域に地方裁判所支部及び家庭裁判所支部を設置することを強く要望する。

こういう内容で、意見書の提出を求める陳情書になっております。

どのような形で対応すればよいか、ご検討をいただきたいと思います。

これについてはいつ見えたんですかね、弁護士さんは。2月14日に、こちらのほうにお見えになりました。

いかがでしょうか。どうぞ。今西委員。

○委員（今西久美子） 意見書（案）の中に、今、委員長の報告もされましたけれども、宇治田原町の住民の裁判を受ける権利を十分なものとするためにとありますけれども、実態ですね、宇治田原の方がどれぐらい裁判にかかわっておられるのかとか、そういう

資料というのはいないんですか。そういう裁判を受けた方の声とかも含めて。そんな資料は用意できませんか。

○委員長（松本健治） ちょっと待って。

○委員（今西久美子） 宇治田原住民にとって、どれぐらい必要なのかが私もよくわからなくて。

○委員長（松本健治） ちょっとこの場で件数とかはあれなんですけれども、個人情報の部分もありますから、特に、やっぱりデリケートな部分でありますから、おっしゃっている意味はわからんではないんでしょうけれども、そんな内容の説明はあったか。

○議会事務局長（村山和弘） それはないです。

○委員長（松本健治） どうなんでしょう。私は直接お会いしたわけじゃないんですけれども、弁護士の方がおっしゃっている中では、この南部の皆さん方、南部の地域では京田辺、それから木津川、八幡、城陽、この4つの市のほうでは議会でオーケーが出ていると。陳情書をもらいまして意見書を出していこうとこういうことになったと。ほかに、宇治田原はじめ笠置、それから南山城、それから和東、この4つについて、今並行的に進めているということです。

ここの弁護士さんがこうやって話をされている中で、お話しさせていただいたことでこの文につながってしまっていて、ここの件数やとか、ここの状態がどうなっているかというのは余り把握できていない。また、むしろ余り細かくこうやって書くこと自体がどうかという部分もあるんでしょうけれども、明確にするのはどうかなという部分もあるかもしれません。今西委員。

○委員（今西久美子） ここに書けと言っているわけじゃなくて、ちょっと実態が知りたいんです。

もう一つ、私の意見としては、裁判を受けたいと思った方が、こういう京都市内の本庁まで行くには非常に行きにくいというのもわかりますし、南部にあれば、私も住民の皆さんにとってはいいことやなというふうに思うので、ぜひ意見書として上げていけばいいと思います。

○委員長（松本健治） わかりました。ちょっと捉え方は間違っていたかもしれませんが、この内容についての必要性は、委員もお認めだということですね。

○委員（今西久美子） はい。

○委員長（松本健治） 理解されるということですね。その内容について、もし把握できるようだったらちょっと調べてみたいと思いますけれども、ちょっとできかねるかも

れませんので、一応お聞きはしておきたいと思います。

そしたら、どうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、議会運営委員会委員長名で提出するというのでいきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) 全議員に意見書の内容について説明する必要があると考えますので、3月3日、全員協議会終了後、議員協議会において説明を行い、最終日に提出することにしたと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それでは、議会運営委員会委員長名で意見書を提出すること、また、議員協議会において全議員に説明をし、最終日に提出することといたします。

それでは次に、行政諸報告につきまして、いかがですか。久野村部長。

○総務部長(久野村観光) 失礼いたします。それでは、行政諸報告でございますが、3月3日開会日、また、3月29日に最終日という形で、全協のほうをお開きいただけるという形になっておろうかと思っておりますけれども、3月3日の開会日については、行政諸報告は事項がございませんので、3月29日の最終日のところで、いつも報告させていただいております建設工事等の請負契約1,000万以上でございますけれども、その議案と、もう一つ、3月ですと定期の人事異動等を行う予定をしておりますので、人事異動の骨子につきましてご報告をさせていただくと。それともう1点、教育のほうになろうかと思っておりますけれども、小中学校施設のあり方、方向性についてという形でご報告をさせていただく予定とさせていただいておりますので、以上3件を最終日の全員協議会の場において予定をさせていただいておりますことを報告させていただきたいと思っております。

○委員長(松本健治) 今ございましたけれども、3月29日の全協で、1つは建設工事等請負契約の状況について、それから2つ目は人事異動の骨子について、3つ目は呼び方としてはどうしたらいいのか。小中の。どう言うたらいいんですかね。小中の施設ですか。

○総務部長(久野村観光) 小中学校施設のという形で出させていただきますけれども、これも名目は最終また調整させていただきますけれども、この内容のあり方、方向性についてをご報告させていただくという予定にさせていただいておりますので、よろしく

お願いします。

○委員長（松本健治） それでは、施設だけなんですか、これ。ちょっと私の理解では、施設だけの話ではなかった。ここで議論する内容じゃないのかもしれないけれども、そういうようなことになるのか、ちょっと……。

○総務部長（久野村観光） 報告のことは協議を済ませていただいて立ち上げておりますので。

○委員長（松本健治） それでは、ちょっと内容についてもう一度確認をしていただきたいと思っておりますけれども、もともと端を発して出てきた内容が、小中一貫のそこから出てきているわけですから、施設だけの問題じゃないと思うんですね。そういうことをちょっと配慮願いたいというふうに思います。それが3点目ですね。ご報告を願うこととしたいと思います。

その他、一般質問の受け付けは、2月27日月曜日となっております。時間は午前8時30分から午後5時までであります。

3月定例会中の駐車場の利用についてでございますけれども、これはお願いをさせていただくということでお聞きいただきたいんですが、2月16日、3月15日、この間が確定申告の期間中で、今最中でございます。駐車場がごらんのとおり非常に飽和状態になっておりますので、去年は駐車できない等の苦情もございまして、保健センターに、かつき診療所の前ですね、駐車しておりましたけれども、現在は地域の子育て支援センターの開所に伴って利用者も多く、駐車することができませんので、議員の皆さん方にもご協力をお願いしたいと考えております。

つきましては、郷之口、荒木の議員につきましては徒歩でお願いしたいと思います。その他議員については、川東の職員駐車場に駐車していただきたいと考えております。総務部の管理職員については、文化センターへの駐車を依頼しておられるんですね、もう。そういうことでございます。

今後の予定でございますけれども、3月27日月曜日には、予定どおり議会運営委員会を開催いたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

定例会につきましては、これで終了といたします。

日程第2でございますが、その他、何かございせんか。副町長。

○副町長（田中雅和） そうしましたら、従来からご議論いただきます文教厚生常任委員会におけます教育委員会の所管につきまして、副町長の出席の件でございます。

この件につきまして、副町長は従来は出席しておりましたが、副町長は教育委員会を

所管してはおりませんので、3月定例会からは原則出席しないこととし、条例審査等、必要に応じて出席させていただきたいと、こんなふうを考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（松本健治） 今、副町長からございましたけれども、文教厚生常任委員会のほう、教育委員会の所管分に係る副町長の出席については、これからは出ないと。内容によって、条例等の審査等で関連のある場合は出るということですね。そういう扱いにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それで次に、広報編集委員会の開催は、最終日に予定されていることをご報告しておきたいと思っております。

これをもちまして、第1回定例会の議会運営委員会を閉会いたします。垣内委員、どうぞ。

○委員（垣内秋弘） 外部に出ている人の報告事項、その辺は3日の全協でやるのか、最終日にやるのか、そこら辺をちょっと確認だけしておきたい。

○委員長（松本健治） 審議会ですね。

○委員（垣内秋弘） 審議会じゃなしに、衛管、それから後期高齢、それから税機構、そういうった。

○委員長（松本健治） その3つですね。3日の日にやるということで入れさせていただきます。

ほかよろしいですか。久野村部長。

○総務部長（久野村観光） 申しわけございません。1点訂正でございますけれども、今のこの議運の間にご指摘を賜った内容でございますが、議案第13号の概要版として出させていただいております説明の事項でございます。

特別職の報酬の改定の条例でございますが、そこにつけさせていただいております概要の中の改正内容2番の事項でございます。

その中で、学校医、学校耳鼻科医、学校医眼科報酬と記載をさせていただいておりますが、正式に条例等の名称で言いますと、学校医、学校耳鼻咽喉科医、学校眼科医という名称になるところでございますので、この概要につきまして早急に訂正をさせていただく中で、議運の委員さんのほうにもまた配付をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承のほうよろしくお願いをさせていただきたいと思っております。金額の出向料等については訂正がございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（松本健治） すみません、私ちょっと確認できていなかったんですが、改正内

容の(1)の部分ですか、今。

○総務部長（久野村観光） はい。

○委員長（松本健治） もう一度ちょっと、文言の修正ですね、要するに。

○総務部長（久野村観光） 学校医、学校耳鼻咽喉科医、条例の多くの正式名称を見ますと、学校耳鼻咽喉科医、学校眼科医という名称が正しいという形になりますので、その字句の訂正だけをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（松本健治） 学校医、学校耳鼻咽喉科医、それから学校眼科医ということですね。

○総務部長（久野村観光） はい。

○委員長（松本健治） わかりました。それでは、そういう扱いをお願いをいたします。

それでは、戻りますけれども、以上で終わりたいと思います。よろしいですか。じゃ、ありがとうございました。

閉 会 午後0時08分



宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長                      松   本   健   治